

# 政務調査費を「政務活動費」に条例改正

## 名古屋市議会

### 公開議論なくいきなり可決

#### 名古屋市議会 いきなり 提案・全会一致で可決

2012年8月地方自治法改正に  
基づく政務調査費条例改正問題  
で、名古屋市議会は12/12/10に  
議員提案で政務調査費改正条例  
案を本会議に提出し、提案理由  
の説明ならびに委員会の付託を  
省略、質疑なし 討論通告なしで  
全会一致で可決しました。  
<http://nagoya.ombudsman.jp/data/nagoyaseimu121207.pdf>

これは、12/8/7衆議院総務委  
員会での地方自治法改正提案者  
の「公開の場での条例制定を求  
める」発言に反するだけでなく、  
市民参加の促進、市民の多様な  
意見の反映、情報の公開を求め  
た名古屋市議会基本条例に明らか  
に違反しています。

また、改正の中身についても  
市議会議長会のモデル条例案その

ままの「公聴、要請陳情、住民相  
談」に用途を広げるものであり、  
非常に問題が多いです。

名古屋市民オンブズマンが12/  
11/29に各議会に①用途を広げる  
な②会計帳簿等公開せよ③パブ  
コメ等で市民の意見を聞け、と  
求める申し入れを行いました  
が、完全に無視されました形  
です。

12/12/7に名古屋市会事務局  
に進捗状況を電話で問い合わせ  
ましたが、「今後どうするかも事  
務局で検討中」としか回答し  
ませんでした。

#### 愛知県議会も密室で議論

条例改正がまだ済んでいない  
愛知県議会事務局に進捗状況を  
問い合わせたところ、現在、議  
長が議会運営委員会に対し、  
条例改正について諮問しており、  
次回2/15開催の議会運営委員  
会で、答申がされる予定とのこ  
と。それをうけ、2/20-2/28  
の本会議で改正

条例が議決される予定とのこと。  
またしても密室での議論です。

#### 条例審議過程情報を全国 一斉情報公開請求予定 ランキング対象に

今回、名古屋市議会・愛知県  
議会については、市民に開かれ  
た条例審議がされませんでした  
が、千葉県、大分県、栃木県、  
福岡県議会では、パブリック  
コメントを募集して市民の意見  
を聞いています。また、市民が  
傍聴可能な場所での審議を行っ  
ている議会や、資料配布議会も  
あります。

条例改正締め切り後の3月1  
日以降、全国一斉に条例審議  
過程の情報を公開請求し、情  
報公開度ランキングの対象とす  
る予定です。



## 名古屋市議政務調査費住民訴訟

### 294万返還命令に減額 名古屋高裁

平成16年度に自由民主党名  
古屋市議会議員団に支給された  
政務調査費のうち「個人経費」  
分1億3500万円を返還するよ  
う名古屋市民オンブズマンが  
求めた住民訴訟で、名古屋地  
裁は13/1/31づけで294万円  
の返還を命じました。  
<http://nagoya.ombudsman.jp/data/130131.pdf>

#### 地裁4614万返還命令

平成16年当時、名古屋市議  
には政務調査費が各会派に1人  
当たり月55万支給されるも、  
市民に領収書がまったく公開  
されておりました。

この裁判は住民監査請求の  
監査結果の中で「元市議に対  
する政務調査費の支給に 至る  
経緯が曖昧であり、また、領  
収証が個人別に特定できず、  
会計帳簿が不備であった」と  
の注目すべき指摘がなされた  
事案です。

弁論の中で、領収書の文書  
提出命令申し立てを行い、地  
裁・高裁では認められましたが、  
最高裁で棄却されました。

地裁判決では、陳述書を提  
出しなかった4500万円なら  
びに事務所借上げ費114万円  
の返還命令を出しました。

#### 高裁判決 主張立証 責任は原告側にある

今回の高裁判決では、「返還を  
請求する側が正確でないこと  
を主張立証し、当該政務調査  
費の支出

が本来の趣旨・目的に沿った  
ものでないとの疑いを生じた  
場合には、返還を求められて  
いる会派側において、政務調  
査活動の秘匿性の要請に抵触  
しない程度において、政務調  
査費の支出状況を明らかにす  
べき」としています。

そのうえで、会計帳簿を調  
整していなかった点については、  
「問題点があるからといって、  
坂崎議員に対する支給分を超  
えて、収支報告書の全体につ  
いて支出状況を明らかにすべ  
き説明責任が生じた」と判断  
するのは、上記の秘匿性の要  
請に対する配慮を欠くとの批  
判を免れず、まして、補助参  
加人会派が陳述書による説明  
責任を果たそうとしても困  
難な状況にあることを考慮す  
ることなく、結果的に陳述書  
の提出がなく、これに代わる  
支出状況についての説明がな  
かったからといって、かかる  
議員に支給された政務調査費  
全部が本来の趣旨・目的に反  
する用途に充てられたとの事  
実上の推定を及ぼすことは行  
き過ぎといわざるを得ない」と  
しました。

また、政治活動等と政務調  
査活動の按分に関しては、「両  
者の性質を併せ持つ活動が行  
われた事案でも、政治活動を  
純粋な政務調査活動と分離す  
ることができ、かつ分離すべ  
ば当該支出額が減少すること  
が高度の蓋然性をもって予  
想される場合は、1審原告が  
主張するとおり、支出額を按  
分し、政務調査費に賄われる  
べきでない部分の支出を違法  
とすることも考えられないで  
はないが、不当利得の法理に  
照らすと、このような場合に  
該当することは、返還を求め  
る側において主張立証する責  
任があると解される」とし  
ました。

#### 事務所費はダメ ほかはすべてOK

1.事務所借上げ費  
事務所借上げ費については  
規程に例示されていないため、  
「基本的に政務調査費の支出  
対象としては想定していない  
ものと解するのが相当である」と  
した1審判決を踏襲し、1審で  
陳述書を提出した2名分114  
万円と、2審で新たに陳述書  
を提出した1名分180万円  
の返還を命じました。

2.その他  
交際費、飲食費、広報費、  
人件費など、原告において、  
当該飲食費の支出が不適切な  
ものであることあるいはこれを  
推認させる具体的な外形的  
事実を何ら主張立証してい  
ないため、理由がないとしま  
した。

#### 後退した判決

名古屋市民オンブズマンの  
新海聡弁護士は、「グレーゾーン  
は許される、黑白分けられる  
市松模様のものは住民が立証  
せよ、という後退した判決。  
2012年8月に地方自治法が  
改正され政務活動費になった  
が、それを先取りした判決の  
ようだ。政務活動費になったら  
黒でも許されはしないか。た  
だし、事務所費については当  
方の主張が認められた。現  
在裁判中の2009年度愛知県  
議の政務調査費住民訴訟に  
使いたい。 弁護士と協議し、  
上告を検討したい」と話し  
ました。

## 代表交代のお知らせ+例会日程変更

2012年12月25日、名古屋市民  
オンブズマンの臨時総会を行い、  
新代表として滝田誠一弁護士、  
事務局長に内田隆氏を選出しま  
した。任期は1年です。よろしく  
お願い致します。

また、毎週火曜日に行っていた  
タイアップ例会ですが、議題が  
少なくなったこと、メンバーの  
高齢化で参加者が減ったこと  
から、充実した議論を行うた  
め、毎月第1,第3火曜日午後  
6時半から行うことに変更し  
ました。皆様のご理解とご承  
をよろしくお願い致します。



#### 日程：名古屋市民オンブズマン・タイアップグループ 2013年2月以降

月	日	曜日	時間	行事・裁判・催し	場所
2	18	月	10:25-	愛知県議政務調査費住民訴訟弁論	名古屋地裁1102法廷
3	7	木	13:15-	秘密保全法法協協議情報公開訴訟弁論 (情報公開市民センター)	名古屋地裁1102法廷

\* 第1,第3火曜日午後6時半~例会をオンブズ事務所(大津橋南100m西側チサンマンション3階)で行います。  
☆カンパ大募集中! 郵便振替口座00870-9-105687 「名古屋市民オンブズマンタイアップグループ」

# 名古屋市議会

## 議員本会議質問ランキング発表

### 3つの観点と、 3つの悪い質問方 法から評価

名古屋市民オンブズマンは、議会での質問が実のあるものとなり、有益な議会での意思決定がなされることを期待するため、名古屋市会の2011年6月～2012年3月の本会議での個人質問を議事録に基づき点数化した「名古屋市議会議員本会議質問ランキング」をまとめました。結果は全市会議員に発送しました。

<http://www.omnagoya.gr.jp/tokusyuu/giin/130115nagoya.pdf>

今回①事前の調査をしているか②他都市との比較をしているか③改善案を提案しているかという3つの観点から評価を行いました。

さらに、質問内容についても、質問のテーマの選定や質問方法がまずいパターンとして A(事前に関連資料を情報公開請求で入手するか、担当部署の職員に確認すれば足りる質問(今どうなっていますか))、B(当該課題(制度)の趣旨・意義、国と世論の動向、識者の指摘、市と所属会派の対応と現在までの経過等を解説し、それに質問者の抽象的私見を加え、当局の認識、所感、方針を問う質問)、 AB:AとBの混合したもの、 C:首長を単に批判するもの

の(政策批判と評価できるものはCと評価しない)と分類し、それぞれ評価しました。

### 愛知県議分も同観点から評価

なお、愛知県議分は「オンブズマン愛知」が同様の基準で採点・評価し、同時に発表しました。

<http://ombudsman-aichi.org/koh.o.htm>

今後、2012年度分の評価も検討していきます。今回できなかった委員会の評価のあり方も考えます。

## 名古屋市予算編成過程情報公開

### 公開時期 例年より遅れる

### 名古屋市の予算編成過程情報公開は政令市で一番進む

自治体が編成する予算について、これまで密室で決められており、市民が直接意見をいう機会がありませんでした。財政民主主義を実質化することは政治を市民の手に取り戻すための前提条件であり、予算編成課程を透明化することはそのための第一歩となるとして、全国市民オンブズマン連絡会議が2012年8月に発表した「予算編成過程の情報公開度調査で、「予算編成の透明性の確保と市民意見の予算への反映に関する条例」を持つ名古屋市は20政令

市中最も点数が高い76点でした。(100点満点。都道府県でトップは鳥取県の100点)

### H25予算要求内容公開 1ヶ月遅れる

名古屋市は先述の条例に基づき予算要求内容を毎年11月18日頃公開していましたが、今年は大いに遅れ、11月市議会終了後の12/12/11までずれ込みました。その理由は不明ですが、名古屋市議の斎藤まこと氏は、12/11/28の名古屋市会本会議で「河村たかし市長が国政にうつつを抜かしていたことの証明だ」と強く非難しています。意見募集は1/8まで行われました。

### 市民税5%減税の結果が如実に反映

13/1/10に財政局案が公表されましたが、5%減税分107億円減の影響か、数多くの要求事業に対し、③局配分財源で対応を検討か、④義務的性格や継続性・優先度などの観点から現段階では未計上 となっています。

<http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/68-6-2-10-1-4-0-0-0-0.html>

自治体の予算には、行政サービスの内容と市民の負担が明確に現れています。ぜひ予算要求内容を読み、自治体に意見を出しましょう。そして、その後、市民の意見がどのように反映されたか、また予算は最終的にどうなったかをチェックしましょう。

## 名古屋市議口利き疑惑 非公開の場で100条委員会 設置せずと決定

### 密室 団長会議で 設置しないと決定

渡辺義郎・名古屋市議(自民)が名古屋市の嘱託職員の不正採用を口利きをしたとの疑惑に対し、名古屋市議会は共産党が求めた真相解明のための百条委員会について、非公開の団長幹事長会議において設置しないことで全会一致で合意したとのこと。

### 骨抜き記録制度 7年間記録なし

そもそも、名古屋市が2004年に作った名古屋市適正職務サポート制度の中の「すこやか職務レポート」では、職務の基準に違反し適正な職務の執行を妨げる要望を、「記録に当たり、要望者に対し、あらかじめ記録・公表について教示するとともに、内容の確認

を求め」記録することになっていました。<http://www.city.nagoya.jp/so mu/page/0000010176.html>

上記制度に対し、「違法に限らず、すべての働きかけを記録すること」と名古屋市民オンブズマンが第三者委員会に働きかけ、一部意見を取り入れた内容の答申を出しましたが、市議会の猛烈な反発で「違法に限る・あらかじめ教示する」と、骨抜きになりました。

結果、制度ができて7年間、一度も上記制度に基づく記録はされていません。

・2004年3月22日名古屋市公正職務執行提言委員会提言(第2次)  
<http://nagoya.ombudsman.jp/data/040322nagoya.pdf>

また、議会基本条例第3条(4)議員は、高い倫理性を常に確立し、誠実かつ公正に職務を遂行するや、第4条 市民に対する説明責任を果たす にも反している疑いもあります。<http://www.city.nagoya.jp/shikai/category/355-3-0-0-0-0-0-0-0.html>

今回の口利き疑惑に関して、市職員が書類送検された名古屋市は、12/12/21に謝罪会見を行うも、記者会見時に資料を配布せ

ず、市公式ホームページにも記載がありません。

### 政治倫理条例を

議員の口利きに関しては、効果的な口利き記録制度を作るだけでなく、政治倫理条例を制定し、政治家の倫理違反に対して市民の請求により調査を行い、取るべき対応などについて勧告などを行う審査会を設置する自治体もあります。実際、熊本市では有権者の200分の1の署名を集め、1990年の条例制定から3回審査会を設置し、大きな効果を上げたとのこと。[http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/Content/Web/Upload/file/Bun\\_62263\\_213gaiyou.pdf](http://www.city.kumamoto.kumamoto.jp/Content/Web/Upload/file/Bun_62263_213gaiyou.pdf)

自分の任期中に職員が書類送検された河村市長の責任は重大ですし、きちんと追及できない議会の責任も重大です。このような状況を憂いた市職員からも、内部情報が寄せられています。今後どうするか検討します。

## 愛知県議会 議会基本条例を非公開で検討

愛知県議会は、議会基本条例制定に向けて、議会基本条例策定検討委員会を13/1/15に開催しました。しかし、県民には非公開で行い、検討会議の記録は公開しないとのこと。(情報公開請求があれば、それにに基づき対応)

名古屋市議会の議会基本条例を策定した際は、7名ながらも市民は傍聴可能で、傍聴者には資料が配布されていました。(傍聴者以外は情報公開請求が必要)

<http://www.city.nagoya.jp/shikai/category/355-3-0-0-0-0-0-0-0.html>

三重県議会では、議会基本条例に関する検証検討プロジェクト会議の議事概要や会議資料をネット上で公開しています。

<http://www.pref.mie.lg.jp/KENGIKAI/katsudou/kaikaku/project/kihonjyoreipt.htm>

なお、名古屋市議会、三重県議会とも、パブリックコメントを募集し

ました。都道府県議会では、24府県で議会基本条例を制定しています。

(2012年末)一般的に、議会基本条例は「開かれた議会」を目指すために策定されています。検討時から市民に公開されていない愛知県議会の議会基本条例ははたして何のために作るのか大変疑問です。